

質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市立第十四中学校給食配膳室整備工事
No	質疑事項		回 答
1	図面番号A-10の配置図に『現場事務所』の表記があります。しかし、図面番号A-02の特記仕様書の『②仮設工事→④監督職員事務所』欄では「設けない」に丸印がついています。現場事務所は設置しなくても良いのでしょうか。		現場事務所は、図面番号A-10「付近見取図・配置図・仮設計画図・仕上表」の通り設置とし、監督職員事務所は、図面番号A-2「建築改修工事特記仕様書A-1」『②仮設工事→④監督職員事務所』の通り設置しないものとします。
2	図面番号A-12の凡例欄に『床・壁カッター切り(躯体)を示す』との説明があり、また、注記に『カッター切りの上撤去』とあります。これの実際の施工方法として、ディスクグラインダー(サンダ)にて深さ3cm程度の切り込みを入れた後、ハツリ作業による撤去でもよろしいのでしょうか。		図面番号A-12「湯沸室詳細図(現況)」の「床・壁カッター切り(躯体)を示す」は、モルタル仕上げを貫通し、躯体表面から3cm程度の切り込みを入れた後、研撤去とします。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp